



ゆたかに生きる権利をまもる

尾張東部権利擁護支援センター あすライツ

〒470-0136 日進市竹の山四丁目301番地 日進市障害者福祉センター内
電話 0561-75-5008 メール mail@owaritoubu-kouken.net

第13号

会報

令和5年7月発行



CONTENTS

理事長あいさつ

令和4年度 事業の振り返り

令和4年度 数字で見るあすライツ

職員からのメッセージ・会員募集

P1

P2~11

P12~13

P14





ゆたかに生きる権利をまもる

「ゆたかに生きる権利」とは

特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター 理事長 加藤佳子



令和4年度は、コロナ禍の長いトンネルの出口がようやく見えてきたように思われた年でした。

尾張東部権利擁護支援センターは、ますますその活動の幅を広げ、また質も掘り下げて参りました。その具体的内容については次ページ以降に譲ることにして、ここでは当センターの特色であり、他に類を見ないのではないかと自負できる二つのことについて述べたいと思います。

まず1点目は、地域の方々や医療・福祉・法律等々の専門職の方々、および行政との密接な連携、2点目は、本人の意思決定支援・権利擁護の徹底した追求とその実現へのひたむきな努力です。

1点目の「密接な連携」については、地域包括支援センターや民生委員、社会福祉協議会などと常に連携を密にして、気にかかる高齢者や障害のある方たちなどの相談にのり、支援を行っており、そしてその「相談」と「支援」は、2点目に挙げた「本人が自分で意思を決定」するのを助け、本人の権利を擁護するという視点で行います。

これらのことを日常的に可能にするために、尾張東部の5市1町の行政の担当者と隔月に1回適正運営委員会を開催し、支援を必要としている人たちの意思に添った適正な支援がおこなわれているかどうか検討・検証して、弁護士や司法書士の方々の専門職協力者名簿を作成して、いつでも支援できる体制をとっています。

この「意思決定支援」や「権利擁護」を実現するためには、関係者の豊富な知識、深い見識、経験が不可欠です。センターではそのための研修・啓発事業を様々な人たちを対象に毎年行っています。

「その人が本当に何を望んでいるのか、どういう生活をしたいのか」「こうすることがその人のゆたかに生きる権利を守ることになるのか」それを本人の立場に立ってしっかりと考えることが重要です。

在宅より施設入所の方が安全・安心な生活を送れると思われるような場合でも、本人が在宅生活を望み、本人がそのことを幸せに思うのであれば、関係者みんなで協議・連携して、リスクを最小限に抑えたうえで、本人の望むような、本人らしい生き方を支援する、それが「意思決定支援」「権利擁護」の考え方です。

さらに忘れてならないのは、市民後見人の活躍です。市民後見人とは、市民の方が71時間に及び養成研修を修了して家庭裁判所から後見人等として選任された人を言います。

当センターの養成研修を修了して後見人等に選任された人はこれまでに32名にのぼりますが、これらの市民後見人は本人に寄り添ったきめ細かな支援をされる、と本人やご家族の方から喜ばれています。彼らはまさに、「意思決定支援」「権利擁護」の市民目線に立った実践者として、全国的にも注目されています。

令和5年度は、これら本センターの特色、自負できる点をさらに伸ばして、地域のみなさまの「ゆたかに生きる権利」を守るべく、邁進していきたいと思っております。今後ともご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



成年後見人、保佐人、補助人及び任意後見人の業務を行う事業

成年後見制度の利用が必要な要援護者の方で、家庭裁判所から私たちの法人が後見人等として選任された方について、身上の保護を重視した後見業務を行いました。法人後見においては、担当制による専門相談員が対応し、本人らしい生活の実現にむけて意思決定支援を推進しました。

令和4年度中に受任した方の人数は下表のとおりです。

市町/類型	後見	保佐	補助	計
瀬戸市	12	5	2	19
尾張旭市	7	0	3	10
豊明市	6	1	0	7
日進市	8	5	2	15
長久手市	0	2	0	2
東郷町	5	2	0	7
計	38	15	7	60

虐待等権利擁護に関する相談支援事業

■1.法律職との連携による専門相談対応

法律職（弁護士・司法書士）や権利擁護支援スーパーバイザーとの連携により、法律的な課題や権利擁護に関する課題に対する相談対応を必要に応じて行いました。

開催日：令和4年6月20日、7月28日、8月15日、8月19日、9月22日、11月9日、11月16日、令和5年1月16日、1月22日

場 所：瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市

相談者：6市町における住民延べ10名

■2.権利擁護支援スーパーバイズ

権利擁護支援スーパーバイザーとの連携により、権利擁護に関する課題に対するスーパーバイズを行いました。

開催日：令和4年4月26日、6月13日、7月4日、8月10日、9月7日、9月30日、11月17日、令和5年1月5日

場 所：瀬戸市、日進市、東郷町
対象者：6市町における行政・地域包括支援センター・障害者相談支援センター職員等

後見制度及びその他福祉に関する研修、啓発、相談事業

■1.成年後見制度に関する研修啓発事業

①行政・福祉関係者のための成年後見勉強会

開催日：令和4年7月13日

場 所：瀬戸市文化センター

およびインターネットによる配信

受講者：87名

この勉強会は毎年この時期に開催し、新しく成年後見の担当になった行政職員や地域包括支援センター職員、ケアマネジャー等の福祉関係者に成年後見制度について知っていただき、広く相談につなげる必要性等を理解していただくことを目的としています。

まずはじめに、あすライツ職員から当センターの概要と市民後見人の活動の紹介を行いました。職員で作成した映像も用いて説明を行い、とても分かり易かったと好評をいただきました。

最後に市民後見人の水野奉徳さんに登壇していただき、市民後見人活動の事例を紹介しました。市民後見人のきめ細やかな支援が本人のゆたかな生活に繋がっていることが分かりました。

「実際の市民後見人の活動について知ることができてよかった」、「熱心に誇りをもって活動してくださっている市民後見人の活動に感心した」との声もいただきました。

尾張東部権利擁護支援センターについて名称のみ知ってくださっていた方、既によく知ってくださっている方にも多くご出席いただきました。今後も引き続き皆さんと共に権利擁護支援について考えていきたいと思っております。



②成年後見セミナー

開催日：令和4年6月10日
場 所：長久手市文化の家
受講者：108名

令和4年度も、新型コロナウイルスの終息の予測がつかない中での開催となりましたが、感染対策を取りながら、ホールでのセミナーを行うことができました。

第1部は、成年後見制度のPR講談等でご活躍の講演師神田織音氏に「認知症の老姉妹を食い物に」をはじめ、身上保護でその人らしく暮らしていくために働く成年後見人の話、障害を持つ男の子を持つ家族の話など全4話をご口演いただきました。

会場全体が師匠の講談に引き込まれ、中には涙ぐむ参加者もいらっしゃいました。

第2部では、城南法律事務所の加藤淳也先生に、第1部の内容も踏まえ、「知って得する成年後見制度」と題してご講演をいただきました。講談の内容の法的な側面での解説もあり、大変分かりやすく成年後見制度についてお話をいただきました。

アンケートでは、第1部の講談、第2部の講演ともに、「大変分かりやすかった」「内容の理解が深まった」と好評をいただきました。

成年後見セミナーは、地域の方々に成年後見制度を知っていただくことを目的として開催しています。そのため、複雑な制度をより分かりやすく伝えられるような内容と構成を検討して行っています。



第1部 神田織音氏の講談



第2部 加藤淳也先生の講演

③福祉職向け成年後見実務講座

開催日：令和4年8月26日
場 所：日進市障害者福祉センター
受講者：15名

この研修の目的として、まず一つ目は地域包括支援センターなど地域の支援者が、演習を通して権利擁護の視点に気づき、実務的なことを学ぶことで、より具体的にご本人に成年後見制度について説明することができる点にあります。身近な支援者による制度説明は本人にとって安心にもつながります。二つ目として、今年度は首長申立ての事例を通して、行政の役割について一緒に学んでいただくことにあります。2時間半研修で、成年後見制度や煩雑な申立て書類の書き方について、どこまでお伝えすることができるのか、いつも研修の組立てには頭を悩ませます。

しかし、この研修には大きなメリットもあります。講義形式では限界があるため、各グループにあすライツ職員も入ることで、いつでも分からないことが質問できる点です。皆様も貴重な時間を使って研修会にご参加いただいているため、少しでも学びの多い研修となるよう今後も努力していきたいです。



④よくわかる住民のための成年後見制度勉強会

開催日：令和4年9月2日
場 所：長久手市福祉の家
受講者：23名

地域住民の皆様に、成年後見制度について学んでいただくこと、また身近な地域で問題を抱えている人に気づき、支援機関へつなげる権利擁護サポーターになっていただくこと、そして地域福祉の担い手として活躍している「市民後見人」の活動を知っていただくことを目的とし、勉強会を行いました。

最初の講演では、司法書士の正來真理子先生から『成年後見制度の概要と成年後見人の役割』と題した講演が行われました。講演の中で正來先生は、「成年後見制度は認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が低下した方を法律面や生活面で支援するための制度です」と説明され、成年後見制度の光と闇ということで、そのプラス面とマイナス面についてもお話いただきました。プラスの面では、キーパーソンができ本人保護が徹底されること、そしてマイナスの面では主に費用や後見人等の資質の問題が取り上げられました。マイナス面に関しては令和4年8月12日の中日新聞でも同様の内容が取り上げられ、法務省が成年後見制度について、民法改正に向けた検討を始めたとの記事が掲載されました。成年後見制度への関心が高まる中、今後どのように改善されていくのか、私たちも関心を寄せているところです。

続いて「成年後見制度利用の入り口は『相談』から」と題して、あすライツ職員からお話しました。今回は厚生労働省が当センターと協力して作成した映像のダイジェスト版を上映し、成年後見制度を利用している精神障害者の方の生活やインタビューを通して、保佐人の活動や制度を利用するメリット等を紹介しました。

最後の講演では「市民後見人の活動紹介」と題して、あすライツ職員からお話しました。市民後見人とは、家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことです。講演では権利擁護の担い手として活躍している市民後見人の実際の活動の様子を映像で紹介し、「ゆたかに生きる権利をまもる」をキーワードに共生社会の実現に向けた取り組みを紹介しました。

この勉強会のアンケート結果では、「映像もあり、とても分かりやすかった」、「費用の面で疑問がりましたが、説明でわかりました」等の感想が寄せられました。また、「市民後見人の活動を理解することができ、今回話を聞いて是非やってみたいと思いました」との感想もいただきました。



正來真理子先生

⑤その他住民向け研修会

開催日：令和4年6月16日・30日、7月22日、
8月19日・27日、9月29日、
10月13日・14日、12月1日・14日、
令和5年2月20日

場 所：6市町の全域
対象者：6市町における住民等

障害のある方の家族会や自治会、民生委員などから依頼を受けて研修会を行いました。障害のある方は親亡き後を心配されていますし、地域では高齢者世帯や高齢者の単独世帯が増えるなかで消費者被害や詐欺などの心配もあります。地域で暮らし続けるために成年後見制度が一助になるかもしれません。みなさん関心と興味をもって積極的に研修を受講されました。

⑥その他関係機関・専門職向け研修会

開催日：令和4年6月27日、7月26日・30日、
9月16日、10月5日・14日・25日・27日、
11月10日・28日、12月6日・20日、
令和5年1月12日・16日・24日、
2月6日・24日、3月2日

場 所：6市町の全域
対象者：6市町における関係機関職員・専門職等

それぞれの市町で、ケアマネジャーや地域包括支援センターなどの団体による自己研鑽のための研修や、病院の医師・看護師・相談員の方々から依頼を受けて、成年後見制度や権利擁護についての研修を行いました。



■2.権利擁護に関する研修啓発事業

①第1回 専門職(法律・医療・福祉・行政)の ための権利擁護研修会

開催日：令和4年6月28日

場 所：日進市民会館

受講者：73名

看護師の福島美佐子氏から事例報告を一つ、そして愛知国際病院在宅診療部部長であり医師の宮崎雅先生から事例報告を三ついただきました。本人の権利擁護と本人家族の納得のいく医療という視点から、あらためてハラスメントの問題を考えることができました。そしてこの問題については地域全体で引き受けていく必要があり、密な連携による情報共有がとても重要であるということ学びました。

事例報告の後は、名古屋南部法律事務所平針事務所に所属する弁護士の高森裕司先生から宮崎雅先生の事例報告に対して、応召義務と個人情報の情報共有という観点からコメントをいただきました。

最後に宮崎先生から、「チーム支援では個人情報の情報共有が大切である一方、チームの中で違う意見があることは強みだ」と話され、「多職種による地域連携の中ではいろいろな意見があり、自分が思っているものと違う選択肢があるということは、その人と人生を一緒に歩いていくために必要なことなのではないか」と話されました。



宮崎 雅先生

②第2回 専門職(法律・医療・福祉・行政)の ための権利擁護研修会

開催日：令和4年11月29日

場 所：瀬戸旭医師会館

およびインターネットによる配信

受講者：58名

まずはじめに、弁護士の熊田均先生より、「医療同意～法的立場から考える～」と題して、意思決定支援の法的意味や、「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人の支援に関するガイドライン」に基づく成年後見人等の役割などをお話していただきました。講義の最後には、「弁護士として法的立場から本人の権

利をまもることが使命です」と、心強いお言葉をいただきました。

次に医師の野田正治先生より、「医療同意について～医療の現場から～」と題して、医師の立場から身寄りのない人の医療同意、救急搬送時の医療同意、終末期の意思決定などの課題に対する対応策についてお話しいただきました。

また、野田先生より具体的な事例を提供していただき、参加者それぞれの立場から事例に向き合うことが出来ました。事例に対して熊田先生からも法的立場からコメントをいただきました。

参加者からは「多職種連携、意思決定支援の大切さを改めて思った」、「現場で苦悩していることを知ることが出来た」などのお声をいただきました。



■3.成年後見制度利用に関する相談事業

①巡回相談

開催日及び会場

瀬戸市	第1火曜日	やすらぎ会館
尾張旭市	第1木曜日	尾張旭市役所
豊明市	第3火曜日	豊明市役所
日進市	第2火曜日	日進市役所
長久手市	第4木曜日	長久手市役所
東郷町	第3木曜日	東郷町役場

関係市町ごとに相談日を設定し、当センターから遠方の方も相談しやすいように市役所等にて巡回相談を行いました。

延べ相談者数：6市町における住民56名

②その他

6市町における認知症高齢者・知的障害者・精神障害者及びこれらの親族等、行政・地域包括支援センター・障害者相談支援センター等の職員、民生委員を対象に、成年後見制度利用に関する必要な情報提供や相談対応、関係機関によるケース会議への参加、成年後見制度申し立て支援、専門職後見人・親族後見人の活動支援（後見活動への助言、報告書の書き方支援）、苦情対応等を随時行いました。

■4.市民後見推進事業

市民後見人の活動

「市民後見人」とは、家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手のことです。尾張東部圏域では、平成29年1月に市民後見人第1号が誕生しました。

尾張東部権利擁護センターが主催する市民後見人養成研修による市民後見人バンク登録者は下表のとおりです。令和3年に第4期の市民後見人養成研修が始まり、令和4年8月には新たに第4期の市民後見人バンク登録者が20名誕生しました。

平成28年8月 第1期市民後見人 バンク登録者	平成30年8月 第2期市民後見人 バンク登録者	令和3年1月 第3期市民後見人 バンク登録者	令和4年8月 第4期市民後見人 バンク登録者	家庭裁判所から 選任されている 市民後見人 (令和5年3月末現在)
19名	19名	8名	20名	14名

市町別・後見人の活動実績

市民後見人バンク登録人数と受任件数（令和5年3月末日時点）

	瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	合計	受任率
1期初登録時人数	3	3	3	8	1	1	19	
受任件数	3	2	1	4	1	1	12	63.2%
2期初登録時人数	6	7	1	5	0	0	19	
受任件数	6	8	1	3	0	0	18	94.7%
3期初登録時人数	0	1	3	2	1	1	8	
受任件数	0	0	2	1	0	0	3	37.5%
4期初登録時人数	8	6	0	2	4	0	20	
受任件数	0	0	0	0	1	0	1	5.0%
初登録人数合計	17	17	7	17	6	2	66	
受任合計	9	10	4	8	2	1	34	51.2%

※第2期成年後見制度利用促進計画（厚生労働省）では、全国の自治体に市民後見の推進を定めていますが、現状では全国で約2割の自治体しか取り組めていません。

また、取り組んでいる地域でもバンク登録者の受任率は約9%です。その中で尾張東部圏域では51.2%と、全国でも高い受任率となっています。



令和3年度より始まった基礎研修に続き、令和4年度には実務研修を全8回の過程で開講しました。

	日 時	内 容
実務1	4月13日	社会保障制度、対人援助技術
実務2	4月23日	民法の基礎知識、自治体の福祉制度、社会福祉協議会が行う権利擁護事業
実務3	5月18日	消費者被害から守るには、高齢者・障害者を支える制度
実務4	5月28日	障害者を支える関係法等の知識、活動報告書の書き方
実務5	6月8日	後見業務の実際1、後見業務の実際2
実務6	6月18日	身元保証問題と成年後見制度、後見業務の実際3、施設実習オリエンテーション
実務7	7月6日	成年後見制度における死後事務、後見業務の実際4
実務8	7月16日	後見業務の実際5、後見業務の実際6

●実習：令和4年6月21日、29日、30日、7月1日、4日、5日、7日（うち一人当たり一日）

実習先となる7つの高齢・障害施設にご協力をお願いし、実習内容・注意事項等綿密な打ち合わせを行って、実習をさせていただきました。実習にあたり、参加者に「施設実習に伴う守秘義務に関する誓約書」を書いていただいて、施設の皆様の情報の保護に努めました。



尾張東部圏域の市民後見人養成研修では演習やグループワーク等、みんなで話し合っ考える時間をしっかり作っています。「本人の思いに寄り添い支援していく」とはどういうことなのか、みんなで何度も一生懸命考えました。言葉にするのは簡単でも、自分の価値観をいったん横において本人の気持ちを受け止めるのはとても難しいことで、グループワークでは意見がぶつかることもあったと思います。しかし目の前にいるかけがえのない1人の人を大切に思い尊重することは非常に価値があることで、だからこそ取り組む意味があることを多くの受講生の方が感じてくださったのではないのでしょうか。

1日5時間に及ぶ8日間の実務研修、終わってみるとあっという間でしたが、受講生の方はきっと多くのことを感じ取り、学んでいただいたことと思います。どの講義でも受講生の方々は大変熱心に取り組んでおられる様子があり、その姿にあすライツ職員としてとても刺激を受けました。あすライツ職員も受講生の方とともに養成研修を通して後見人等として本人を支援していくことの核の部分を一歩考え、ともに成長することができました。第4期市民後見人養成研修を振り返り、大変貴重な時間を過ごせたことに改めて感謝の気持ちでいっぱいです。

第4期市民後見人バンク登録者オリエンテーションを開催しました

開催日：令和4年8月24日 場所：瀬戸市文化センター

養成研修の全過程が終了し、20名の方がバンク登録選考を通過、その全員の方がバンク登録をしてくださいました。

まずはじめに、開催市である瀬戸市役所高齢者福祉課の井村課長より開会の挨拶をしていただき、「勇気をもって受任してほしい」との励ましの言葉をいただきました。その後、井村課長からお一人ずつに第4期市民後見人養成研修修了証書とバンク登録証が手渡されました。

次にあすライツ職員よりバンク登録と受任調整についての説明を行い、最後に当センター長の住田から「他人の人生に関わらせていただく上で、責任と覚悟をもって活動してほしい」とメッセージを送りました。本人の思いに寄り添った市民後見人を目指していただきたいと思います。



市民後見人バンク登録者フォローアップ研修「人生の終末におけるかかわりを考える」

開催日：令和4年10月19日
場 所：日進市民会館展示ホール
受講者：市民後見人バンク登録者25名

第1部の講演では司法書士の松尾健史氏を講師としてお招きし、「任意後見制度と実務の実際」についてお話しいただきました。法定後見制度と任意後見制度を比較しながらの講演はとても分かりやすく、両者の違いや特徴を明快にお話しいただきました。

第2部のグループワークでは、『市民後見人活動の手引き』の書式集にある「わたしのこれからについて」を活用すべく、三人一組のロールプレイングを行いました。

講演後のグループ発表やアンケート結果では、「質問内容がとてもデリケートなものばかりであるため、質問することの難しさを感じた」、「分かりやすく説明することの難しさを感じた」、「言葉で話すよりも、絵を見せながら説明する方が分かりやすいかもしれない」、「同じ質問でも、質問の仕方は質問者によってそれぞれ創意工夫があり、大変参考になった」など、実際にロールプレイングを体験してみなければわからない気付きや感想が多く寄せられました。



市民後見人交流会

開催日：令和5年3月1日（水） 場所：日進市民会館小ホール 参加者：33名

第1部では特別講演と市民後見活動紹介を行いました。特別講演として名古屋公証人合同役場の公証人・佐藤主税様に「自分らしい終末を迎えるために～任意後見と遺言をうまく使って～」をテーマにご講演いただきました。「公証制度」と聞くと難しいイメージがありますが、公証役場や公証人の役割について丁寧に説明いただきました。遺言、任意後見を通して予防司法の考え方を学ぶことができました。

市民後見活動紹介では、尾張東部圏域の市民後見人の受任状況や、動画による活動紹介とパネルディスカッションを行いました。パネラーとして死後事務経験のある第1期市民後見人バンク登録者の鈴木啓介様にご登壇いただきました。鈴木さんは保佐人として限られた法的権限の中で、鈴木さんと同じ市民の方に協力を求めながら課題を解決していく支援力に、市民後見人の強みを感じました。

第2部ではバンク登録者向けに交流会を開催しました。まずはじめに、市民後見人活動記録の作成についての報告、市民後見人活動の社会的評価の在り方について協議をしました。そして最後に1つの輪になり、市民後見人バンク登録者の幹事の方を中心に、座談会を行いました。第4期市民後見人バンク登録者の方にとっては初めての座談会でしたので、受任経験者の方へご本人とのかかわり方や受任するまでの流れについてなど、不安に思っていることが質問されました。とてもあたたかい雰囲気の交流会となりました。



令和4年度 愛知県市民後見普及啓発セミナー 「まるわかり！市民後見」

他法人と共同で、愛知県主催の市民後見推進事業による市民後見普及啓発セミナーを運営しました。

本年度は期間限定のインターネットによる動画配信とし、希望者に動画のURLを送って視聴していただき、その後にアンケートを回収する形での開催となりました。

配信期間：令和4年12月24日～令和5年2月28日（オンライン配信のみ） 録画視聴回数：521回

■第1部 講演 「市民後見の理念と意義」

講師 司法書士 松尾健史氏

成年後見制度の概説、市民後見の仕組み、社会的な意義などをお伝えしました。

■第2部 パネルトーク「市民後見人～活動の実際」

コーディネーター 尾張東部権利擁護支援センター長

パネリスト 市民後見人の水野さん・垣内さん、市民後見監督人（センター職員）

ビジネスマンだった水野さん、専業主婦だった垣内さんが、市民後見人になったわけや、市民後見になってからのお二人の活動とやりがい、後見監督人のサポートの様子についてお伝えしました。

■第3部 講演 「市民後見人養成事業について～養成からサポートまで」

講師 尾張東部権利擁護支援センター長

市民後見人養成のために必要なことがらをまとめてお伝えしました。



福祉関連団体との交流及び連携促進事業

■1.権利擁護支援プロジェクト

虐待対応に関する専門性の向上を図るため、講演会・事例検討会を行いました。

行政、医療・福祉関係者向け
高齢者・障害者虐待対応研修会

一般社団法人支援の思想研究会代表、あすライツの権利擁護アドバイザーであるの上田晴男先生から、「養護者による虐待対応プロセスのポイント～各支援機関の役割を中心に～」というタイトルでご講演をいただきました。

高齢者虐待防止法・障害者虐待防止法の目的は本人の権利擁護であること、虐待対応においては養護者が何をしたかではなく、本人がどのような状態におかれているかという視点が重要であることを学びました。

後半のグループワークでは、創作事例を用いてまずは虐待要因の分析を行い、その上で改善の手立てを考えるプロセスを体験しました。

上田先生からは虐待状況の改善を図るならば虐待要因を明らかにすることがまず必要とのご指摘もあり、これまでに遭遇した虐待ケースの対応の仕方を見直す機会にもなりました。

- 【第1回】開催日：令和4年7月22日
場 所：豊明市共生交流プラザカラット
受講者：11名
- 【第2回】開催日：令和4年8月10日
場 所：尾張旭市中央公民館
受講者：29名
- 【第3回】開催日：令和4年9月14日
場 所：日進市民会館
受講者：29名



行政・地域包括支援センター・障害者基幹相談支援センター向け高齢者・障害者虐待対応研修会

事前質問に沿った寸劇を当センター職員が行いイメージを共有した上で、講師から講義・解説をいただく形で虐待対応の実務について学びを深めました。

寸劇では、①配偶者からの暴言・暴力があるケース、②虐待認定され分離しようにも本人・養護者ともに拒否しているケースについて取り扱いました。

講師の上田晴男先生からは、まず虐待対応における事実確認は、「再三再四現場にいき、普段はどういう生活、関わりをしているのか、日常生活の経過を確認すること」であると助言をいただきました。その上で、「聴く（対話）」という支援がとても重要になるとのことでした。

「聴く（対話）」という支援は、支援者側が聞きたいことを聞き出すのではなく、本人が話せる言葉で自分のことやこれまでの生活、これからの生活のことを話してもらおうということです。

虐待対応のみならず、普段の相談業務においても大変重要な支援だと感じます。改めて日々の実践を振りかえると、果たして自分は「聴く（対話）」支援ができていたのか、研修の参加者全員が振り返るきっかけとなったのではないのでしょうか。

- 【第1回】開催日：令和4年10月12日
場 所：日進市障害者福祉センター
受講者：20名
- 【第2回】開催日：令和4年11月9日
場 所：日進市障害者福祉センター
受講者：12名
- 【第3回】開催日：令和5年3月8日
場 所：日進市障害者福祉センター
受講者：11名



■2.日常生活自立支援事業 担当者ミーティング

開催日

第1回：令和4年5月20日

第2回：令和4年11月18日

場 所：日進市障害者福祉センター

金銭管理や福祉サービス利用援助に伴う日常生活自立支援事業は、権利擁護支援において、成年後見制度と並ぶ重要なツールの一つです。日常生活自立支援事業から成年後見制度へ、成年後見制度から日常生活自立支援事業へ移行するタイミングについて実際の事例を通して検討を重ねてきました。

また、日常生活自立支援事業や成年後見制度だけではなく、生活困窮の要因が判断能力の不十分さである場合に、適切な支援等に繋がれるよう、生活困窮者自立支援制度担当者とも連携を図りました。

その他目的を達成するために必要な事業

尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画 進行管理推進委員会

開催日：令和4年6月17日、7月20日、11月
2日、令和5年1月23日、3月22日

場 所：日進市民会館
日進市障害者福祉センター

平成31年に第1期尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画が策定され、4年が経過します。

この会議は、尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画の進行管理および評価を行うために開催しています。

今年度の進行管理推進委員会では、令和5年度からの第2期計画策定に向けて、第1期計画の評価及び第2期計画の策定課題について協議がなされました。

第2期計画では、既存の機能強化だけでなく、身寄りのない人の支援研究プロジェクトの実施を含む、新たなプロジェクトにも取り組む予定です。



特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センターは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、法律・契約行為や自らの権利をまもるために支援を必要としている方や周囲の支援者の方々に対して、権利擁護に関する相談支援、福祉的配慮に基づく後見事務の提供、市民後見人の監督業務を下記のとおり実施しました。



1. 相談件数

対象者種別	実人数（人）
認知症	246
知的障害者	45
精神障害者	71
高次脳機能障害	41
その他	92
合計	495

援助内容区分	延べ件数（件）
制度説明・制度利用検討	1,568
申立手続き支援	2,418
虐待・権利侵害	612
診断書・鑑定書	197
親族後見人支援	73
専門職後見人支援	974
被後見人家族支援	34
任意後見	254
市民後見人	64
苦情	176
その他	3,398
合計	9,768

相談者区分	相談者数（人）
本人・親族	1,643
行政・相談機関	3,042
その他関係機関	2,022
後見人等（専門職・親族・市民）	1,482
日常生活自立支援事業／生活困窮者自立支援事業	225
家庭裁判所	148
その他	323
合計	8,885

相談方法別	延べ件数（件）
電話	5,004
来所	126
訪問	589
巡回相談	56
メール	883
ファックス	218
郵送	117
オンライン	4
電子連絡帳	150
その他	2
合計	7,149

2. 法人後見受任状況（センターが法人として後見業務を担っています）令和5年3月末現在（単位：人）

対象者種別	瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	計
認知症	8	2	3	5	0	2	20
知的障害者	2	2	2	3	1	0	10
精神障害者	7	4	0	2	0	2	15
高次脳機能障害	1	1	0	2	1	1	6
合計	18	9	5	12	2	5	51

援助方法区分	瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	計
電 話	2,989	944	573	1,441	952	1,443	8,342
訪 問	827	409	250	598	88	386	2,558
来 所	13	8	5	313	3	40	382
メール	878	111	33	224	65	90	1,401
郵 送	995	641	606	749	121	667	3,779
その他	180	82	52	163	40	257	774
合 計	5,882	2,195	1,519	3,488	1,269	2,883	17,236

3.監督業務状況（市民後見人の監督人としてサポートしています）令和5年3月末現在 (単位：人)

対象者種別	瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	計
認知症	3	6	0	1	0	0	10
知的障害者	1	0	2	0	0	0	3
精神障害者	0	0	0	0	0	0	0
高次脳機能障害	0	0	0	1	0	0	1
合 計	4	6	2	2	0	0	14

※市町は被後見人等の住所地

4.法人後見による被後見人等の各種滞納の解消（6市町合計）

尾張東部権利擁護支援センターが後見人等として金銭管理を行い、返済した合計金額は下記のとおりとなりました。（令和5年3月末現在）

(単位：円)

	平成23年度～令和3年度		令和4年度		平成23年度～令和4年度累計	
	人数	金 額	人数	金 額	人数	金 額
税・保険料	44	4,468,200	2	116,350	46	4,584,550
公共料金	32	1,086,114	0	0	32	1,086,114
医療・福祉サービス	36	8,937,125	0	0	36	8,937,125
一般企業等	19	1,431,005	1	158,300	20	1,589,305
ローン返済	32	7,263,155	2	72,000	34	7,335,155
その他（生保返済等）	15	9,073,350	3	150,336	18	9,223,686
合計	178	32,258,949	8	496,986	186	32,755,935

6市町別 平成23年度～令和4年度 累計返済額 (単位：円)

	瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	計
税・保険料	2,252,900	108,300	338,400	1,139,050	3,500	742,400	4,584,550
公共料金	78,558	151,353	452,772	284,437	10,032	108,962	1,086,114
医療・福祉サービス	3,685,246	402,989	2,451,327	1,092,841	450,418	854,304	8,937,125
一般企業等	322,322	377,835	457,449	294,156	0	137,543	1,589,305
ローン返済	1,843,596	649,183	0	4,126,803	0	715,573	7,335,155
その他（生保返済等）	2,304,611	1,711,290	19,285	4,958,759	0	229,741	9,223,686
合計	10,487,233	3,400,950	3,719,233	11,896,046	463,950	2,788,523	32,755,935

職員からのメッセージ

住田敦子（センター長・専門相談員）

センター開所から12年が過ぎました。法人後見ではこれまでに115名の方を受任しご縁をいただいてきましたが、すでに50名の方とのお別れがありました。後見人として医療に関する権限がないなかで、本人の痛みや苦しみが少しでも和らぎ最善の医療に繋がることを願うしかありません。そして悲しいけれど命は必ず終わるものであり、切なさを受け止めて、大変だった日々も穏やかな記憶となって本人を身近に感じています。後見業務を通じて私たち職員の人生に豊かさをもたらしてくれた12年のあゆみをこれからも一歩ずつ進んでいきたいと思ひます。



當日眞緒（副センター長・専門相談員）

今年度は新型コロナウイルスの感染対策も緩和され、ようやく研修会やイベントが規模の制限がなく会場で行われるようになりました。イベントは担当した職員が中心となって企画をします。担当者は、開催が終わるまではドキドキ。無事に終わることを願うばかりだと思いますが、私はワクワク。それは職員同士の連携があるから。センターの職員はみんな前向き。イベントは突発的なこともあり、常に職員同士で連携確認、カバーしながら目的達成のため、向いている方向は同じです。外の機関と連携することが多い私達だからこと、仲間と一つになるイベント運営は心の充実感にもなっています。



瀧本由美（専門相談員）

「人間万事塞翁が馬」と言ひます。不幸と感じた出来事もよいことに転じることがあり、その逆も又、あります。支援にあたる心構えとして、単発的な事柄にそれぞれ振り回されないうようにしたいです。



下山貴弘（専門相談員）

あっという間の1年でしたが、何を学んできたかと自問しても、明確な答えは見出せません。それでも以前よりは、「権利」を意識した物事の方考え方をするようになったのではないかと思われます…。



富田悠仁（専門相談員）

これまで先輩方が積み上げてこられたものをいかに継承し、次につないでいくことができるかを考える今日この頃です。30代に突入しましたが、この職場では2番目の若手ですので精一杯励みます。



鈴木万由子（専門相談員）

入社3年目を迎えました。常にスーパーバイズを受けられる環境に感謝しつつ、相談支援の専門性を磨いていきます！最年少のフレッシュな気持ちで、日々成長できるよう、毎日元気にがんばります。



石井友子（専門相談員）

最近、長く支援していた方がお亡くなりになりました。価値観の違いを理解しながら支援するという大切なことを教えていただきました。また、多くの方々と連携できたこともいい経験になりました。



山口奈美（専門相談員）

子育てと仕事に追われ、時がたつのがあっという間です。子育ても仕事もひと段落したのかと思うと新たな課題にぶつかり、現状に満足することなく常に精進することが必要だなと感じています。



木下ふじ系（事務員兼後見支援員）

怪我で趣味の登山から遠ざかってしまいましたが、この仕事に必要な体力と集中力を、登山で培っていたことを実感しています。体力作りに励み、フル充電で仕事に当たりたいです。頑張ります！



鈴木啓介（事務員兼後見支援員）

入職当初から時折電話でお話をしていた方がお亡くなりになった。晩節はとても辛そうであったが、最期まで積極的で行動的だった。歳を重ね消極的になりつつあるが見放っていきたくないと改めて感じた。



小田智子（事務員兼後見支援員）

事務員として入職し、5ヶ月が経ちました。未熟な点が多いですが、少しでもお役に立つことができますよう取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。



会員募集

特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センターあすライツの会員になって、法人を支えてください。行政から委託された事業の範囲は限られています。会費収入などの自主財源により自主事業にも取り組み、さらに地域の権利擁護の推進に取り組んでいきたいと考えていますので、ぜひ、応援してください！

- ◆個人正会員 103千円/年
- ◆法人正会員 105千円/年
- ◆賛助会員 102千円/年



入会申込書をお送りしますので、お気軽にお電話ください。
電話 0561-75-5008 担当：小田

編集後記

あすライツは2011年9月に職員3名体制でスタートし、今では11名の職員が力を合わせて様々な職務を遂行しています。なかでも8名の専門相談員は、社会福祉士として権利擁護支援にあたる傍ら、研修会の企画・運営、会議の開催や計画の策定、他機関との連携や調整役等、一人何役のも責務に多忙を極めています。そのような中でも、センター内の人間関係は非常に穏やかで、職員同士の会話は思いやりに満ちた言葉が行き交い、さすが権利擁護の中核機関を担うメンバーの集まりだなと、事務員として同僚の専門相談員を尊敬してやみません。これからも職員が一丸となって、地域のために力を尽くしてまいります。（文責：木下）